

農業委員会定例会 10月

1. 開催日時 令和4年10月20日 午後2時14分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 6番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
 - 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第4号 農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）について
 - 議案第5号 青年等就農計画認定の審査について
5. その他
6. 会議の概要

事務局	<p>少し（開会が）遅くなりましたが、ただいまから定例会を開催したいと思います。</p> <p>議事につきましては、会長に進行をお願いします。</p>
議長	<p>（会長あいさつ）</p> <p>本日の議事録署名人ですが、12番委員、2番委員をお願いします。</p> <p>それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■畑 153㎡ について■■■■■の■■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。■■■■■さんの現在の経営規模は6,906.5㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>
1番委員	<p>現地確認をしたところ、（その）場所についてはきれいに整地されていました。（申請地は、）今度建てる新居の近くになり、■■■■■等を植えるようです。以上です。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■畑 1,830㎡ について■■■■■の■■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。■■■■■さんの現在の経営規模は0㎡ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項</p>

	<p>の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員さんは欠席です。事務局で何か聞いていますか。</p>
事務局	<p>6番委員からは、農業を増やしてもらうのは結構なことなので問題ありませんと伺っています。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。 ■■■さんは移住者ですか。</p>
事務局	<p>■■■で、■■■を経営するとともに■■■も経営しており、■■■に提供する食事に■■■を使用したことで、この度農地を取得されています。(申請書類で) 前住所は■■■になっています。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第2号(農地法第5条の規定による許可申請)について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号は、■■■在住の■■■さん所有の ■■■ 田 82 m² と ■■■ 田 84 m² の計2筆166 m²について ■■■の■■■が、隣接する■■■(■■■ ■■■ 343.89 m²) と併せて■■■を整備するための転用申請となっています。 ■■■は、■■■、■■■ ■■■が手狭になってきており、また、点在しているため作業効率等が悪いことから、■■■の近隣にそれらの■■■を確保、集約することとしています。 転用に係る造成については、切土、盛土はなく、転圧のみ行う計画となっています。また、雨水については自然浸透により排水する計画となっています。</p>

	<p>ます。</p> <p>申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員は私です。ここは、[] に向かう途中で、裏には [] [] があります。 [] さんが亡くなってから、 [] さんから申請です。特に、 [] が一か所借りていた [] が売地になっているようでした。その ([] の) 代わりに ([] を) 置きたいのかなと思います。本人に会いに行きましたが、その時にいなかったの、事情は十分に分かりませんが、(事務局から)説明がありましたように [] を置くのでしょうか。前に、裏にいる [] さんが [] を育てていましたが、現在は放任地で、また狭い農地です。問題ありません。この件について意見はありますか。</p>
7番委員	<p>進入路はありますか。</p>
議長	<p>[] さんの宅地が(この農地の)前にあり、 [] さんが [] 更地にしており、そこから進入します。たぶん [] とともに利用するのでしょうか。 [] も合わせて借りて利用するのかどうか、本人に確認を取りたかったのですが、本人不在のため確認できませんでした。</p>
事務局	<p>会長がおっしゃっていた [] は、私も確認に行きましたが更地になっていました。 [] 狭いところですが [] の [] も併せ利用地として使うため、県道から進入できるようになります。</p>
議長	<p>他にありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>次に、議案第3号(農用地利用集積計画(利用権設定))の1番から3番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>1番は、[]在住の[]さん所有の []畑 578 m² について</p> <p>2番は、[]在住の[]さん所有の []畑 326 m² について</p> <p>3番は、[]在住の[]さん所有の []畑 772 m² について</p> <p>(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[]の[]に貸し付けるものです。</p> <p>申請地では、[]を栽培する計画で、期間は1番と2番については10年間、3番については6年間の賃貸借となっています。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>
1番委員	<p>1番と2番ですが、以前より[]が直接借りていたようで、[]が植えられて、十分な大きさになります。今回は農地中間管理機構を通しての貸借ということなので、問題ありません。</p>
職務代理	<p>3番も1番と2番同様、以前から[]が[]を栽培しており、今回は農地中間管理機構が間に入って貸し借りするだけなので、問題ありません。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようございますので、申請のとおりとします。</p> <p>次に、議案第4号（農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外））について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号は、[]在住の[]さん所有の []畑 348 m² について []の[]さんが、[]するための農用地区域か</p>

	<p>らの除外となっています。</p> <p>■■■さんは現在、■■■■■■■■■■人で、■■■で暮らしていますが、■■■■■■■■■■■するため、生活の拠点を固めようと■■■■■■■■■■■することとしています。</p> <p>計画地の選定にあたっては、■■■■■■■■■■のため■■■■■■■■■■■を■■■■■■■■■■■に預けることにしていることから、その近郊で申請地を最適地として選定したようです。</p> <p>申請地は農免道路沿いであるもののその一部は町道に沿い、その道を介して宅地に接している以外は農地と接しているものの、■■■に接する畑はその部分が奥への進入路としてしか利用できず、その南は宅地であることから、申請地の農振除外によって、他の農地の利用への支障はなく、周辺農地及び土地利用の状況等を勘案しても特に問題はないものと判断されます。</p>
議長	<p>地元委員さんは欠席です。事務局で何か聞いていますか。</p>
事務局	<p>6番委員からは、容易に通るような案件ではありませんが、周囲には家も建っている状況であるので、他の委員の意見を伺って判断してほしいと聞いております。</p>
議長	<p>場所は、■■■から農免道路を上がっていったら、右側に■■■とって■■■■■■の家があります。その上側手で、町道からだ直接農免道路にちょっと面しているため、6番委員も引っかかっているのでしょうか。ただ、家がずっと連なっているのは間違いありません。■■■さんの上にも家が建っておりますし、その上（■■■■■■■■■■）にも家が建っているため、両サイドが家なのは間違いありません。この件について意見はありますか。</p>
7番委員	<p>隣接する■■■■■■■■■■には何が植わっていますか。</p>
議長	<p>■■■■■■■■■■です。</p>
7番委員	<p>後は（農免道路から■■■■■■■■■■に入るために幅）90 cmぐらいの進入路があるのでしょうか。（図面で）土地を確認したら進入路があるように見えますが、斜面なので境界の確認が難しいように思います。</p>

事務局	<p>(7番委員がおっしゃる) この部分についてですが、(議案(図面)) 19ページの公図で言いますと南側が■■■■の進入路部分と隣しているため、畑と隣接していることとなります。香川県の農振除外に係る判断基準の中で、2辺25%以上異種目接続という要件がありまして、除外を行おうとしている農地の連続する二つの辺が農地以外の地目に接していないと除外要件を満たさないということです。実際に■■■■の土地に関しては、歪な形ではありますが、農免道路から町道部分と接している箇所に関しては対側地が宅地なので異種目と判断できます。しかし、その他はすべて農地に接しているということで、そのあたりについて事前に県へ相談したところ、■■■■について奥では作物が耕作されていますが、進入路部分の細いところは農地としての利用はできない部分とみなせるのであれば、進入路の対側地である■■■■の宅地を接している地目とみれば(農振除外の)要件を満たせるということになります。難しいですが、南側も宅地に接しているとみなそうと思えばみなせます。</p>
議長	<p>■■■■の出てる道は、昔の農道でしょうか。</p>
事務局	<p>現場確認をしましたが、■■■■と■■■■の境界はよくわかりませんでした。■■■■に入るように無理やり道から(農道部分も)作ったのではないのでしょうか。実際、隙間で作物を耕作することは不可能に思えますので、(そこを)とぼして宅地と接していると判断しても問題ないのかなと思います。</p>
議長	<p>家を建てる場合、■■■■は借地で耕作がされており、■■■■は昔から■■■■が作られています。この隣接農地関係者に同意書は取れるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回は農振除外なので農振法に基づきますが、この申請の後に農地転用の申請が出てきます。農地法では(県事務処理要領で)、2,000㎡以上の農地転用の時には隣接農地関係者から同意書を得る必要がありますが、今回の面積では隣接農地関係者の同意を得なければならないとまでの要件はありません。申請時に個別に話し合ってもらうしかないでしょう。</p>
議長	<p>この申請に関与している行政書士はどなたですか。</p>

事務局	<p>■■■■■■■■■■です。あと、要件としては代替性というものがあります。今回、一般住宅を建てるということで、その際に土地の所有者と申出者が無関係な場合、今回そうですが、農用地区域以外に適地がないことと農用地区域内の申出地が適地であるという明確な理由が必要になります。例えば、両親の世話をするためにその居宅に近いとか、農用地区域外の土地では学校や駅から遠く子どもの通学の利便性が確保できないといったような理由付けがなければ難しいです。今回、確認したところ、先ほど説明したように、■■■■■■■■■■を■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■に預けたいという意向があるため、その近くで選んだそうです。何とか理由として成立すると考えられます。</p>
議長	<p>■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■さんは■■■■■■■■■■さんの親族でしょうか。</p>
事務局	<p>親族ではありません。</p>
議長	<p>今回は農用地区域からの除外で、転用でもう一度（同じ農地が申請に）上がります。</p>
10 番委員	<p>隣接（するとみなす）宅地の北側はフェンスで囲っていますか。</p>
事務局	<p>■■■■■■■■■■の北側でしょうか。</p>
10 番委員	<p>そうです。</p>
事務局	<p>（現場確認をしたところ）フェンスしていました。</p>
10 番委員	<p>今度、このくい込んでいるところが、■■■■■■■■■■の南側が下がっているので（農地転用の際に）擁壁を設けるでしょうが、そうするとそこ（■■■■■■■■■■）へ進入しづらくなるのではないですか。</p>
事務局	<p>進入路がフェンスと擁壁に挟まれるためということですか。</p>
10 番委員	<p>そうです。宅地造成の際、法面にはたぶん擁壁が設置されると思います。そうなった時に、■■■■■■■■■■が防除機械を持って入れなくなるのではないのでしょうか。</p>

議長	<p>確か[]と[]は同じ人が耕作していたので、その進入路を使わなくても農地には進入できようかと思えます。農地転用の際にもう一度（この案件が）出てきますので、その際には詳しく分かるのではないかと思います。それでもう一回、[]と[]の地権者の意見は確認してほしいですね。転用申請が出てくるのはいつですか。</p>
事務局	<p>早くて2か月後の定例会にはあがってきます。</p>
議長	<p>他に意見はございますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第5号（青年等就農計画認定の審査）の1つ目について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案の説明の前に訂正がございます。7ページの生産方式に関する目標の[]が、現状「[]」、目標「[]」とありますが、現状「[]」、目標「[]」の誤りです。目標を達成するために必要な措置の[]が、「[]」とありますが、「[]」の誤りです。</p> <p>議案第5号の1つ目は、[]の[]さんと[]さんからの共同申請となっております。農業経営の開始は、[]からとなっております。本計画作成にあたっては普及センターの指導を受けながら作成したのとなっております。</p> <p>営農類型については、[]となっております。将来の農業経営の構想としては[]を主に、年間[]にて栽培し、主な[] []し、販売するものであり、[]ではなく、[] []にすることで、安定収益化を図るそうです。それに加え、[]等を随時生産拡大することを目標とする内容になって います。5年後には年間農業所得[]円、年間労働時間[]時間を 目指すとのことです。</p>

作付面積及び生産量の5年後の目標は、
生産する計画です。一枚めくっていただきまして、農畜産物の加工・販売
その他の関連・附帯事業に関しては、
としてい
ます。

生産方式に関する目標としては、現在所有している
、
に加えて
、
を栽培面積や収穫量に合わせて増やす計画となっています。
経営管理に関する目標については、青色申告の実施、パソコンによる経理
業務の実施を掲げています。

農業従事の態様等に関する目標については、年間120日程度の休日を実施
することです。

目標を達成するために必要な措置として、
、
をそれぞれ
を補助事業及び青年等就農資金の活用や自己資金により購入するこ
ととしています。

議長

この件について意見はありますか。
さんについては、5番委員がよくご存じだと思います。

5番委員

そうですね。

議長

何かアドバイスはありますか。

5番委員

この方は、
地区で待望の若手農業者になりますので、個人的には一緒に
頑張っていけたらと思うのですが、やりたい農業の形が（
さんは）
特殊です。申請書では
と（書いて）ありますが、（本人から）話を聞
いている限りでは、
に近いやり方なようです。同じような農法を
営んでいる方は、私を含め近隣にはいないため、なかなかアドバイス等は
難しいです。皆様の中で、
を営んでいる方がいましたら、お繋ぎ

7番委員	<p>したいと考えております。</p> <p>先日、新聞で新規就農者が簡単に新規就農されていると書かれていました。記事の中では自己資金をいかに確保しているかが重要だとありました。審査の際には自己資金について確認をしていますか。</p>
事務局	<p>就農相談の段階では自己資金について聞いています。</p>
議長	<p>先ほどの担い手部会では、本人が来られておりました。意気込みが素晴らしかったです。■■■■■の方が、もう一つ難しいでしょう。■■■■■するのも難しいでしょう。■■■■■するようです。この販売方法は小豆島では誰もしていません。■■■■■を、月に■■■■■人を目標に出荷するそうです。■■■■■するのは大変だと本人に伝えました。(他の担い手部会員からも意見がありましたが、)■■■■■は2～3年で収入になるほど収穫できないことは伝えております。ましてや■■■■■なので、なかなか難しいと伝えました。また、■■■■■栽培についても、■■■■■を使わず■■■■■を使うのは、■■■■■のため■■■■■で刈って■■■■■することを基本としたいからだと思います。(本人は)■■■■■で1年間研修を受けており、(■■■■■)はそこでのやり方なようです。■■■■■は(研修先と)気候が違うので、周りに相談しながら営農していただきたいです。(担い手部会では)皆様の意見が多数出て、時間が延びてしまいました。期待度が大きいからこそ質問が多数出たのでしょうか。7番委員が言うように、自己資金については個人情報なので、話をしておりません。非常にやる気のある方だと皆様にお伝えしたいと思います。また、収支計画を申請書とは別に持って来られ、本人が説明もしておりました。計画性等の能力は十分に感じられましたが、農業の場合、計画性だけではいけないと伝えました。農業自体は■■■■■でされていますか。</p>
5番委員	<p>住んでいるのは■■■■■ですが、■■■■■の農地が■■■■■にあるため、農業は■■■■■で行うようです。</p>
議長	<p>かなり木が生えているところを開墾していると聞きました。大変な思いでされているのでしょうか。貴重な新規就農者なので、皆様にはぜひ育てていただきたいと思います。</p>

	<p>他に意見はございますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議がないようでございますので、当委員会としては承認するものとします。</p> <p>続いて、議案第5号（青年等就農計画認定の審査）の2つ目について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第5号の2つ目は、■■■の■■■■さんの認定申請となっております。これは前回■■■■に審査し、■■■■に認定された青年等就農計画の変更の申請になります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。それでは、計画について変更部分を説明します。計画全体を通しての変更ですが、現状部分については、直近の確定申告等をもとに令和3年中の現状を記入しております。対象箇所は、9ページの年間農業所得、年間労働時間、農業経営の規模に関する目標の作付面積と生産量、10ページの経営面積合計等、借入地の面積、11ページの農業経営の構成の年間農業従事日数です。次に、個々の変更点を説明いたします。今回は作付作物の変更に伴う変更です。9ページをご覧ください。目標とする営農類型ですが、■■■■の栽培としておりましたが、■■■■のみに変更することです。将来の農業経営の構想ですが、■■■■についての内容を削除し、■■■■栽培への特化、■■■■関連商品等の開発についての内容を追記しております。目標年間農業所得を■■■■円から■■■■円に変更しております。農業経営の規模に関する目標について、■■■■の項目を削除し、■■■■に変更しております。目標作付面積及び生産量は、■■■■、■■■■、■■■■生産することです。10ページをご覧ください。目標借入地面積を■■■■aから■■■■aに変更しております。農畜産物の加工・販売その他の関連・付帯事業に関して、新たに■■■■に関して追加しております。生産方式に関する目標に、■■■■、■■■■、■■■■を追加しております。11ページをご覧ください。目標を達成するために必要な措置で、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■</p>

2番委員	<p>す。</p> <p>借家ですが、[REDACTED]を営むことはできるのでしょうか。</p>
議長	<p>[REDACTED]については保健所も許可を出しているので問題ないと思います。</p> <p>他に意見はございますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、当委員会としては承認するものとして ます。</p> <p>議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。</p> <p>それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。</p>
職務代理	<p>今日は若干予定時間を過ぎてからの開会となりました。秋晴れで農作業日和であったと思いますが、お忙しい中ご出席いただき、スムーズにご審議いただき、ありがとうございました。</p> <p>これで定例会を閉会とします。</p> <p style="text-align: right;">閉 会 午後3時7分</p> <p style="text-align: center;">議 長 会長</p> <p style="text-align: center;">議事録署名人 2番</p> <p style="text-align: center;">議事録署名人 12番</p>